

3. 「キャンプ場」規格における諸外国と我が国の実情

我が国だけでなく、いずれの国においても、キャンプ場を開発、整備する場合、土地利用や当該開発行為あるいは整備する施設等について、関連した法律が存在していれば、その法律の適用を受けることになる。しかし、キャンプ場自体が施設としてどのように開発され、整備されるべきであるかを規定する規格・基準のあり方については、各国でかなり異なっている。

例えば、以下にみるように、米国では、RVパーク・キャンプ場についての規格(A119.4)が全米規格協会（ANSI）において定められており、全米で十数州がこれをモデルコードとして採用し、自州のRVパーク・キャンプ場の規格を制定しているほか、郡（COUNTY）レベルでもこれに準ずる内容の条例を定めているところがある。ドイツでは、各州がキャンプ場の備えるべき最低限の基準を条例に定めている。ANSI規格自体には、強制力はないものの、これをモデルとした州や郡の法令や条例、あるいはドイツの条例などは、キャンプ場の設置に対する公的規格としての強制力を有している。

他方、我が国では、今のところ、国や地方自治体が法律あるいは条例、要綱等により、キャンプ場についての規格・基準を定めている例はない。唯一、静岡県富士宮市が、新規開発されるオートキャンプ場を対象に「オートキャンプ場の取り扱い方針」を打ち出しているが、あくまで関連法令への適合遵守を推進することに主眼が置かれており、キャンプ場そのものが備えるべき基準等については、強制力を持つものではない。

強制力を持った公的な規格・基準以外にも、キャンプ場を利用するユーザー団体がキャンプ場の備えるべき基準を自主規格として作成し、キャンプ場側に提示している例がある。例えば、ヨーロッパに本拠を置く国際的なユーザー団体であるFICC（International Foundation of Camping and Caravanning）は、そうしたキャンプ場についての自主規格を定めており、日本におけるFICC関連団体である（社）日本オートキャンプ協会がそれに準拠した「オートキャンプ場設置基準」を打ち出している。しかし、こうしたユーザー団体によるキャンプ場規格は、行政側が定める公的規格・基準と異なり、キャンプ場の規格基準について強制力を持つわけではない。実際、最低限の基準を定めたとされる（社）日本オートキャンプ協会の「オートキャンプ場設置基準」でさえ、既存の民営キャンプ場の中には、これをクリアできないところがあるため、自主的な業界規格としてある程度の強制力を持たせることさえも難しいと言われており、実効性には欠けている。

こうしたキャンプ場規格は、それぞれの国や地域によって特徴的な違いはあるものの、内容的には、概ね、共通項が多く、敷地面積、サイト密度、防火、給水、衛生施設等に関する最低限の基準（minimum standards）を定めている点で類似点が多い。また、我が国と比べて十分な量の安全な飲料水を確保することが比較的難しい諸外国では、飲料水の供給能力に関する規定が、根本的な要件として、かなり重要視されているようである。

以下では、まずはじめに、諸外国のオートキャンプ場に関する規格・基準として、米国において州や自治体の制定法や条例のモデルとされているANSI

のRVパーク・キャンプ場規格、米国コロラド州ラリマー郡の土地利用規則に定められたRVパーク・キャンプ場に関する規定、およびドイツのキャンプ場条例の内容について概観し、次ぎに、我が国の事例として、(社)日本オートキャンプ協会が定める「オートキャンプ場設置基準」と富士宮市の「オートキャンプ場取り扱い方針」の内容を概観するとともに、国が進めるオートキャンプ場整備事業のひとつである建設省の「総合オートキャンプ場整備ネットワーク構想」における標準的な施設基準についてもあわせてみていくことにする。

(1) 諸外国のオートキャンプ場規格

① 全米規格協会 (ANSI)規格 A119.4 RVパーク・キャンプ場規格の概要

全米規格協会 (American National Standards Institute;ANSI) が定めるRVパーク・キャンプ場規格は、大きく分けると、キャンプ場の全般的な設計基準、防火、保健衛生関連の最低限の規格・基準を定めたものであり、電気設備や防火については全米防火防災協会 (NFPA) の各関連規格、飲料水については、連邦法「1974 年 安全な飲料水法」など、他の規格や法令を援用しつつ、全体が構成されている。以下に全体の目次構成と主要部分の概要を示すが、その特徴は、第1に、米国ではRVでの利用を主体としたキャンプ場が多いことから、RVに対応したレイアウト設計やRVにユーティリティサービス (電気・水道等の供給や汚水等の処理) を提供する設備に関する規格が盛り込まれていることであり (以下の*印をつけた条項)、第2に各種設備の整備、特にトイレ、シャワーあるいは下水道等の衛生設備について、具体的かつ詳細な最低基準値が定められている点であろう。

ANSI RVパーク・キャンプ場規格の目次構成と主要な部分の概要

第1章 総則

- 1-1 前文
- 1-2 適用範囲
- 1-3 用語の定義
- 1-4 単位
- 1-5 電気規格・・・NFPA70 「米国電気規格」の該当条項への適合が必要

第2章 RVパーク・キャンプ場の全般的な設計基準

- 2-1 パーク全体の設計と建設
 - ・総面積に占めるサイト面積は75%以内
 - ・サイト密度は0.4ヘクタールあたり25サイト以内
 - ・RVは他のRVや建物から3メートル以上離す
- 2-2 建築物と道路の設計と建設 *
 - ・すべての種類とRVに対応すべく、道路の幅は、通行レーンで3メートル以上、駐車レーンは2.4メートル以上
 - ・カーブは内径7.6メートル以上

- ・長さ 30.5 メートル超の袋小路には方向転換の場所を設け、方向転換場所の内径は 7.6 メートル以上
- 2-3 プールおよび入浴施設
- 2-4 RV スタンドの建設 ＊
 - ・RV の設置および搬出が安全かつ効率的にできるような高さ、距離、角度で設計、建設する
 - ・各RVパーク区画には自動車で到達可能とし、一方、テント専用区画には歩行者以外到達できないようにする
 - ・各区画はタイヤ痕またはへこみが最小限に抑えられるようにし、水はけをよくするための勾配を必要とする
- 2-5 RV用ユーティリティ（フックアップ）集中装置（アセンブリー）＊
 - ・所管当局から認可を受ければ、水道接続口、下水道接続口および電源コンセントは1つのアセンブリーにまとめることができ、アセンブリーはスタンドから 1.2 メートル以内のサイトの左後半部（RVの左側）に配置する

第 3 章 防火

- 3-1 火災検知と警報
 - ・不特定多数が利用するビル内に設置される火災検知・警報システムは NEFP 72「火災警報システムの設置、保守、および使用計画」に従って設置
 - ・携帯消火器は NFPA10「携帯消火器の規格」を満たした多目的乾燥薬品タイプまたは同等品とする
 - ・各RVパークとキャンプ場は所管当局が認可した書面による避難計画を持つ
 - ・屋外のキャンプファイア場は火災の危険を及ぼさない安全な場所に配置する
- 3-2 防火規則と法令
 - ・管理者は防火規則と法令を目立つところに掲示する
（消防署の電話番号あるいは連絡方法・警察署の電話番号・パークの電話番号（名称・住所等）＝非常時の連絡用・最寄りの公衆電話の場所）
 - ・空のLPガス容器は指定された場所に保存しなければならない
 - ・LPガスの充填は NFPA 58「LP ガスの保管と取り扱いの規格」または所管当局が定めた指針に従う

第 4 章 環境保健衛生

- 4-1 飲料水の給配水
 - ・給水システムは以下の条件を要す

個別の給水口がない場合	1 カ所につき	94.6 リットル/日以上
〃	ある場合	〃 189.3 リットル/日以上
水洗便所がある場合	〃	189.3 リットル/日以上
 - ・圧力をかけて給水する場合は、すべての蛇口で 20psi 以上の水圧および 2gpm 以上の水量が得られる設計とし、最大水圧は 80psi 以下。

(強制)

- ・蛇口が個別のサイトにないとき、各サイトから 91.4 メートル以内に配置する
- ・タンクの材質は不浸透性の材質で汚染から守られ、鍵付きの水密カバーを備えたもので、溢れまたは換気用の開口部は下向きで、昆虫・小動物等の侵入を防ぐ 24 番メッシュ以上の耐腐食性ネットをつける

4-2 井戸、泉、およびその種の水源

- ・飲料水に使用する場合、不衛生な要因による汚染の可能性を最小限に抑える措置を講じる
- ・手押しポンプを備えた井戸は、排水が井戸に入らぬようポンプの吸入管の周囲をコンクリートで覆い、内部の汚染が防止されるような設計とする

4-3 各サイトの飲料水接続口 ＊

- ・個々のキャンプサイトへの飲料水給水用接続口は、RV 駐車スペースから 1.2 メートル以内のサイトの左後半部に配置し、接続口は水上昇管から構成されていなければならない。管は標準水道ホースのアタッチメント用グレートイールの上部 30.4 cm～60.9 cm までの位置にねじ山付きオス型差込口を備えたものとする。接続口は大気真空ブレーカーを備えたもの。

4-4 噴水式水飲み器

4-5 衛生設備

- ・1 カ所以上のトイレを設置し、個別の下水接続口を備えていないサイトから 152.4 メートル以内に配置し、男女別の適切な表示をする。
- ・トイレに人工の照明がない場合は、床面積の 10% 以上の採光用の窓を必要とし、換気システムがない場合、直接外部に開いた床面積の 5% 以上の開口部が必要。個室の総容積の 25%/分以上の換気能力がある換気扇はこの要件を満たす。また、開閉可能な窓および換気口には 16 メッシュ以上のはえ侵入防止用ネットが必要
- ・外部に通じるドアは外開きで自動閉鎖式とし、外部ドアが開いているときに内部が直接みえないように玄関または壁によって遮蔽する。
- ・清掃を容易にするため、内壁は 1.2 メートルの高さまで耐湿性の仕上げとし、床の材質も耐浸水性の材質とする。

4-6 トイレ、洗面所の数、場所および配置

- ・25 サイトにつき、男性用、女性用のトイレを各 1 カ所以上設置する。また、下水接続口を備えていない追加の 25 サイトごとに男性用、女性用のトイレを設置する
- ・水洗便所が備わっている場合、最大 6 つのトイレまで同数の洗面所を設置する。7 カ所以上の場合は 2 カ所ごとに洗面台を 1 カ所追加する
- ・各便器は個室に設置し、ラッチ付きドアとトイレットペーパーホルダーを取り付ける。

- ・各個室の隔壁またはパーティションは1.5メートル以上の高さがあり、床との隙間は76.2センチ以下とする。また、各個室は幅76.2センチ以上、便器前のスペース76.2センチ以上とする

4-7 シャワー（入浴用）

- ・個室タイプで外部から見えないようにする。床は形状にかかわらず0.66 m²以上の面積があり、76.2センチの円が描けなければならない。なお、最小必要面積は敷居の最上部と同じ高さで、かつ中心線と接した位置で測定する。最小面積および寸法はシャワー排水口より177.8センチの高さまで維持する。個室には、調整パイプ、シャワーヘッド、安全レール以外の突起物があってはならない。排水はトラップ管によって下水システムに接続し、化粧室には最小限の水しか流れ込まないようにする。
- ・各シャワーごとに床面積0.9×0.9メートル以上で、最低限1個の洋服かけとスツールまたはベンチを備えた外部から遮断された個別の化粧室を備える。
- ・シャワー室と化粧室の床は耐浸水性ですべりにくい表面とし、木製すのこは禁止

4-8 下水設備 ＊

- ・下水処理設備は認可を受けること。雨水管溝は下水用の管溝とは別とする
- ・RVキャンプ場用の下水縦管、枝管、本管の最小直径は下表に従う

RVサイト最大数	管の公称最大サイズ
5	3 インチ
36	4 インチ
71	5 インチ
440	6 インチ

- ・上記に規定されたサイズの下水管を使用する場合、以下に示す値以上とする

管のサイズ	100 フィートあたりの勾配
3	508 mm
4	381 mm
5	279 mm
6	203 mm

- ・本管または枝管の上端には、直線部分にそって 61 メートル以内の間隔で管清掃口を設ける。管清掃口のかわりにマンホールを設けることもできる。マンホールの間隔は 121.9 メートル以内とする
- ・個々のサイトの下水口は、サイト後部左半分（RV の左側）から 1.2 メートル以内に配置し、下水接続口は垂直に地中まで延びた下水上昇管から構成されていなければならない。下水上昇管の最小内径は 76.2 mm とし、101.6 mm のインレットまたは最小 76.2 mm のメス型フィッティングがついていること。下水上昇管は地中にしっかり埋設され、霜柱、断層、地表水の侵入による損傷から防護されていること。また、紛失することがないように丈夫な鎖等でつながれたびったりとはまるプラグまたはキャップがついていること

4-9 集中汚水処理場（ダンプステーション） ＊

- ・個別の下水接続口がないサイト 100 カ所ごとに集中汚水処理場（ダンプステーション）を設ける。各処理場は平坦で、業務用道路から容易にアクセスでき、RV が容易に出入りできること
- ・各処理場はコンクリートスラブを持ち、中央の排水口は RV の道路側（左側）とする。スラブは面積 0.9×0.9 メートル以上、88.9 mm 以上の厚み持ち、表面はなめらかに仕上げられ、排水口に向かって傾斜していること。また、排水口には認可された材質で作られた 101.6 mm の自動閉鎖型の足踏み式ハッチが必要で、ハッチ本体はスラブの水洗を容易にするために開口部のリップがその表面と面一の状態ですラブのコンクリートに固定されていること。ハッチは排水口に適切に接続されていること
- ・RV パークおよび開発キャンプ場、完全開発キャンプ場には RV 貯水タンクを洗浄するシステムを設置する。洗浄システムはバルブ付き出口で終端する圧力給水配管から構成されていること。また、洗浄装置の隣に「注意：この水は飲料水ではありません」の表示をすること（60.9×60.9 センチ以上の板に黒の背景にわかりやすい文字で）

4-10 RV 飲料水タンク用給水設備 ＊

- ・RV 貯水タンクへの飲料水給水場はゴミ処理場から 15.2 メートル以上はなれていること。また、給水口の隣に、「飲料水です。貯水タンク洗浄には使用しないでください。」の表示をすること（60.9×60.9 センチ以上の板に黒の背景にわかりやすい文字で）

4-11 ゴミ処理場

- ・ゴミの貯蔵、収納、処理用の設備を設置すること

② コロラド州ラリマー郡土地利用規則における RV パークおよびキャンプに関する規定

米国では、上述のような ANSI 規格等をモデルとして、RV パークの設置基準を定めている州や郡がある。例えば、コロラド州ラリマー郡の土地利用規則（Larimer County Land Use Code）には、その第 18.3 条

にRVパーク、第 18.4 条にキャンプ場についての規則がそれぞれ定められている。

同規則には、ラリマー郡では、RVパークの開発、改修、拡張、維持・運営には、郡の計画課長による合法的なRVパーク許可と郡保健局の衛生許可、また、キャンプ場の場合には、同様に計画課長によるキャンプ場許可を必要とすることが定められるとともに、RVパークやキャンプ場に関する最低限の設置基準が具体的に定められている。

その概要を以下に示すが、他の郡レベルでの条例や規則をみても、敷地面積やサイト密度、公有地等からのセットバック要件、水場やトイレ、下水等の衛生設備など、基準とする値はそれぞれ異なるものの、ほぼ同様の項目についての基準が定められている。

第 18.3 条 RVパーク

18.3.1 許可、適用範囲、計画および適用除外

- ・RVパークの敷地面積は最低 5 エーカーとし、最低 15 台以上のRVを収容するとともに、すべてのタイプのRVに適応すること

18.3.2 サイト、快適さを提供する設備、水場、衛生設備

- ・1 サイト面積は通路を除いて最低 1,350 平方フィートとし、RVに電気を供給するフックアップをすべてのサイトに設置すること
- ・パーク内には、各サイトから半径 450 フィート以内の距離に、以下のような基準で利用者に快適さを提供する設備を最低 1 カ所設けること

サイト数	トイレ		小便所	洗面所		シャワー	
	男性用	女性用	男性用	男性用	女性用	男性用	女性用
15	1	2	1	1	1	1	1
15 — 30	1	2	1	1	1	1	1
31 — 45	2	3	1	3	3	1	1
46 — 60	2	4	2	3	3	2	2
61 — 80	3	5	2	4	4	2	2
81 — 100	3	5	2	4	4	3	3

- ・RVパークには 2 カ所以上の給水口やRVの給水タンクに届くホース等を備えた水場やRVの汚水タンクを洗浄する水道等を備えた衛生施設（ダンプステーション）を 100 サイトごとに最低 1 カ所設ける。

18.3.3 密度、道路、セットバック、レクリエーションエリア等

- ・サイト密度は 1 エーカーあたり最大 20 サイト
- ・場内の道路はループ形式とする。
- ・各サイトは以下のセットバック規則に従うこと

RVパークの境界線から 75 フィート

既存の民家や旅行者用宿泊施設から 250 フィート

公用地の境界線から 200 フィート

- ・RVパーク内の最低8%を大人用および子供用のアウトドアレクリエーションエリアとして維持する

第 18.4 条 キャンプ場

18.4.1 適用、密度、許可および除外規定

- ・キャンプ場の敷地面積は最低 8 エーカー、サイト数は最低 15 とする。
- ・サイト密度は 1 エーカーあたり最大 8 サイトとする。
- ・グループ用サイトについては、その面積を最低 15,000 平方フィートとし、グループサイト内の 2 サイトごとに最低 400 平方フィートの駐車スペースを設ける

18.4.2 キャンプサイト

- ・RVやテントは当規則に規定されたキャンプサイトに設置されなければならないが、全体の 10%を越えないエリアをRVあるいはテント使用のための予備的エリアとすることができる。
- ・各キャンプサイトには駐車可能なRVのタイプを示す数字と色で識別された最低 4 インチ四方の表示をすること

18.4.3 道路およびセットバック要件

- ・RVパークと同様

18.4.4 快適さを提供する設備

- ・RVパークと同様

18.5.5 水場、衛生施設

- ・RVパークと同様

③ドイツ連邦各州におけるキャンプ場条例

ドイツでは、オートキャンプの普及段階において、キャンプ場が無秩序に乱立し、混乱が生じたため、1960 年代末期に、各州で適正化に向け、以下のようなキャンプ場条例が制定されている。

内容的には、サイト面積や防火規定、飲料水供給、トイレ・洗面所等の衛生設備、ゴミ処理など、米国における設置基準と比較的共通している面が多いが、洗濯機の設置や障害者用施設の設置に関する規定がある点が特徴といえよう。

ドイツ連邦州のキャンプ場条例

第 1 条 用語の定義

- 1) キャンプ場とは、年間を通してまたは 1 年の特定の期間のみ毎年運営され、キャンピングカー 3 台またはテント 3 張以上を一時的に設営して宿泊することを目的とした施設である。
- 2) キャンピングカーとは、自走式キャンピングカー（モーターキャラバン）、トレーラー（キャラバン）およびテントトレーラーをいう。
- 3) ピッチとは、キャンピングカーまたはテントおよびこれに付随する自動車

を設営もしくは駐車するための敷地をいう（サイトと同義）。

第2条 立地と状態

- 1) キャンプ場は、車の進入・退出および運営それ自体によって、周囲の環境に過大な障害を引き起こすことがない立地に設けなければならない。また、キャンプ場は過大な妨害を受ける場所に立地すべきではない。防護地帯を設け、適当に植栽する必要がある。
- 2) キャンプ場は、周囲の景観に合った植栽を行わなければならない。植栽は、防風の面でも必要である。

第3条 アクセス路

キャンプ場は車で進入できる公道沿いに立地していなければならない。キャンプ場が車で進入できる公道に続く法律で確保されたアクセス路を有する場合は、例外を認めることができるが、アクセス路の幅員は 5.5m 以上とし、消防車も通行できなければならない。

第4条 車路

消防車も通行できる場内車路を設けなければならない。車路の幅は 5.5m 以上とする。但し、一方通行の車路または 100m 以下の分岐路の幅は 3.0m でよい。

第5条 ピッチ（サイト）

- 1) 1 ピッチの面積は 70 m²以上なければならない。
- 2) ピッチは、排水溝、浄化槽、浸透層、ゴミ箱および衛生施設から 50m 以上離れていなければならない。
- 3) キャンピングカーまたはテントは、常時移動できる状態で設置されていなければならない。
- 4) ピッチには、固定した付属建造物や囲いなどの施設を建ててはならない。

第6条 駐車場

ピッチに車を止めさせない場合は、各ピッチ用に駐車場を設けなければならない。

第7条 囲い

キャンプ場は囲い、その他の仕方で仕切られなければならない、入り口には遮断機を設けることが好ましい。公共の安全、秩序または外観の点で問題がない場合は、例外を認めることができる。

第8条 防火

- 1) キャンプ場は、幅 5m 以上の延焼防止路によって個々のサイトを区分しなければならない。また、隣接する 10 ピッチ毎に、延焼防火路を設けなければならない。
- 2) 隣接敷地との境界に延焼防火路を敷設することを要求できる。

- 3) 火災等級 A、B および C に対し適した消火剤含有量 6 kg以上の消火器を、50 ピッチ当たり少なくとも 1 個用意し、明瞭に表示しなければならない。消火器はすべてのピッチから 40m 以内に設置しなければならない。消火器は地元の消防と相談の上、キャンプ場に合理的に配置し、風雨の影響を受けないように設置しなければならない。
このほかに、管理人の元に上記の消火器を 2 個用意しなければならない。

第 9 条 飲料水供給

- 1) キャンプ場は、飲料水の供給が恒久的に確保されている場合のみ設けることができる。1 ピッチ当たり 1 日 200 リットル以上の飲料水を供給できなければならない。
- 2) 100 ピッチ当たり最低 6 カ所の給水施設および汚水排水口を合理的に配分しなければならない。給水施設は便所から空間的に離れていなければならない。設備を屋外に設置する場合は、少なくとも周囲 2m の土を舗装しなければならない。

第 10 条 洗面所

- 1) 100 ピッチ当たり少なくとも洗面台 16 個とシャワー 8 個を、男女別々に半分ずつ設けなければならない。洗面台の 4 分の 1 およびシャワーは個室内に設けなければならない。
- 2) 床および少なくとも高さ 1.50m までの壁は、簡単に清掃できる状態にななければならない。

第 11 条 洗い場と洗濯場

- 1) 100 ピッチ当たり少なくとも 3 個の流し台と 3 個の洗濯槽または洗濯機を、洗面所および便所から空間的に離して設けなければならない。上記の設備の少なくとも半分は、温水を使えるようにしなければならない。設備を屋外に設置する場合は、少なくとも周囲 2m の土を舗装しなければならない。
- 2) 第 10 条第 2 項を準用する。

第 12 条 便所

- 1) 100 ピッチ当たり、女子用には少なくとも 8 個の便器、男子用には少なくとも 4 個の便器と少なくとも 4 個の小便器を設けなければならない。便所と小便器は、水洗式でなければならない。
- 2) 便所は男女別の便所キャビンと前室を有していなければならない。前室には、便器 6 個当たり少なくとも 1 個の洗面器台を設置しなければならない。
- 3) 第 10 条第 2 項を準用する。

第 13 条 障害者用施設

ピッチ数 200 以上のキャンプ場は、少なくとも 1 個の洗面所、シャワーおよび便所は障害者、特に車椅子利用者が到達でき、利用できなければなら

らない。

第 14 条 汚水と固形ゴミ

- 1) キャンピングカーまたはテント内の便所および流しなどから出た汚水および汚物を持ち込む設備を、便所と空間的に組み合わせて設けなければならない。
- 2) 固形ゴミを一時的に収容するために、蓋付きのゴミ容器を十分な数用意し、キャンプ場全体に合理的に配分しなければならない。ゴミ捨て穴は認められない。ゴミ収集所は、その他のキャンプ場に対して遮蔽されていなければならない。

第 15 条 照明

- 1) ピッチ数 50 以上の場合、車路は十分な電気照明を有していなければならない。これより小さいキャンプ場に対しても、同等の照明設備を設けることが好ましい。
- 2) 洗面所および便所は、十分な電気照明を有していなければならない。

第 16 条 その他の施設

- 1) キャンプ場は、常時利用できる電話機 1 台を設置しなければならない。
- 2) キャンプ場の入り口には、よく見える箇所にキャンプ場の見取り図を設置しなければならない。見取り図には、車路、延焼防止路、防火地帯、消火器の設置場所、場内放送設備を記載しなければならない。
- 3) このほかに、適当な場所に次の事項を掲げた掲示板を取り付けなければならない。
 1. 経営者の名前と住所
 2. 電話の設置場所
 3. 警察、消防、救急車および最寄りの災害救助サービスの住所と電話番号
 4. 最寄りの医師または薬局の住所と電話番号
 5. キャンプ場利用規則

第 17 条 運営規則

- 1) キャンプ場の営業期間中、監督者(管理人)は常時連絡できなければならない。
- 2) キャンプ場経営者は、キャンプ場規則（第 16 条第 3 項第 5 号）により少なくとも次の事項を定めなければならない。
 1. 自動車およびトレーラーの駐車、テントの設営
 2. 施設を適切かつ清潔に利用すること
 3. ゴミおよび汚水を除去し、ピッチを清潔に保つこと
 4. 火の取り扱い
- 3) 延焼防止路および防火地帯には、建造物、物品、下生えがあってはならない。
- 4) 消火器は少なくとも 1 年毎に専門の保守サービス検査を受けなければなら

らない。検査費用は、キャンプ場の所有者または管理人が負担する。

第 18 条 例外と中間値

- 1) ピッチ数 50 以下のキャンプ場および青年キャンプ場は、公共の安全および秩序に関して懸念がない場合は、第 4 条第 8 項第 3 段落第 3、第 11 条、第 16 条第 2 項および第 17 条第 1 項および第 2 項の規則の例外を認めることができる。
- 2) 第 10 条、第 11 条および第 12 条第 1 項に要求された設備の数は、各々のピッチを基準として予想される需要と明らかに釣り合わない場合は減らすことができる。公共の安全また秩序および衛生上必要である場合には、これよりも多い数を要求できる。
- 3) 第 9 条～第 12 条に掲げる施設および設備を計算する際、中間値を認める。

第 19 条 既存のキャンプ場への適用

この条例の運営規則は、この条例が発効する時点で存在しているキャンプ場に準用する。

また、第 13 条 障害者用施設に関する規定については、以下のような関連事項がある。

- キャンプ場の敷地には階段の代わりにスロープを設けなければならない（勾配 6%以下、最小幅 120 cm、手摺りが必要）。
- ドアの幅は十分広く取る。
- 手摺りやハンドグリップを十分設ける。
- DIN18024「公共区域における障害者および高齢者用の建造物」に規定されている設計基礎を、キャンプ場の衛生施設内の障害者専用キャビンにも適用する。

DIN18024 からの抜粋

1. 車椅子利用者用の衛生室内の床は滑らないものとする。
2. 便器は高さ 50 cm で、幅は 40 cm 以上なければならない。
3. 推奨：水洗装置の操作具をサイドに設ける。
4. 便器の片側に幅 80 cm の運動面を設ける。
5. 便器の手前に奥行 150 cm の運動面を設ける。
6. 温水シャワーと温風乾燥機を内蔵した洗浄装置付き便器は快適性を著しく高める。
7. 車椅子利用者用の洗面器は、幅 60 cm 以上および奥行き 50 cm 以上とする。車椅子進入用の床上スペースは高さ 76 cm とする。
8. 鏡の下縁の高さは 60 cm とする。鏡はなるべく手前に開く折り畳み式とする。
9. シャワー室の最小寸法は 90×90 cm とし、安定した折り畳み椅子（材料：硬質フォーム材またはプラスチック、木は不可）とハンドシャワ

ーを備える。

10. シャワー室及び便器の横には、滑らない支持具を設ける（壁に確実に固定しなければならない）。
11. コンセント、照明スイッチ、蛇口などのすべての操作装置は、床上 1.05 cmの高さに配置する。

(2) 我が国のオートキャンプ場規格の動向

我が国では、国や自治体が法律や条令等に定めた、強制力を持ったキャンプ場設置に関する規格・基準はないが、以下にみるように、団体や国、自治体等が、強制力はないもののこれに類するものを作成している。

① 日本オートキャンプ協会の「オートキャンプ場設置基準」およびオートキャンプ場建設・管理運営についてのマニュアル

オートキャンプユーザー団体である（社）日本オートキャンプ協会がヨーロッパに本拠を置く国際的なオートキャンプユーザー団体である F I C C の基準に準拠する形で「オートキャンプ場の設置基準」を作成している。しかし、今のところ、これには何ら強制力はなく、業界における自主的なガイドラインとして積極的に打ち出しているわけではなく、開発の際の参考資料として提供している程度であり、実態的には、ほとんど機能していないのが実情のようである。

オートキャンプ場設置基準 平成 11 年 3 月)

◇目 的

主として家族連れが車を利用して安全・快適なキャンピング活動をエンジョイできるよう、オートキャンプ場の施設および管理運営についての基準を定め、その質的向上を図り、健全なオートキャンプの普及拡大を促進する。

◇定 義

オートキャンプ場とは、テントサイトまで車の乗り入れができ、設置基準に示した必要な環境・施設及び管理サービスを備えた、一定水準以上の野外の宿泊・レクリエーション施設をいう。

【オートキャンプ場施設基準】

1) 環境・立地

ファミリーキャンプに適した恵まれた自然環境と安全な場所に立地している。

2) アクセス

主要道路からアクセスが良い。

3) 車の利用

テントサイトまで車の利用ができるほか、場内は一方通行、速度制限等の交通規制が行われ安全である。

4) 規模

収容規模は最低 30 サイト以上で 1 サイトの広さは 80 m²以上。

5) テントサイト

地表面は乾燥し、平坦であるほか、降雨時の排水が完全である。

6) キャンピングカーサイト

AC 電源・上下水道を設ける。ただし下水道はダンプステーションでも可。

7) 全体面積

快適でゆとりのあうキャンピング活動のため全体面積は下記の数式による。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{収容台数} & \times & 80\sim 120 \text{ m}^2 & \times & 2 & \times & 2 \\ & & \text{(1 台当たりのサイト面積)} & & \text{(環境維持係数)} & & \text{(付帯施設係数)} \end{array}$$

8) 管理施設

場内管理およびキャンパーの安全確保のため収容規模に応じた管理事務所を設ける。

9) サニタリー施設

収容人数に見合ったトイレ・洗面所・シャワー（風呂）・炊事場（給湯付き）があり、配置が適切である。設置単位は下記の通り。

トイレ 1 個／20 人（男女別で水洗式）

洗面所 1 個／20 人（男女別、給湯付き）

温水シャワー 1 個／25 人（男女別、脱衣所を設置）

10) 給水

飲用、炊事、洗濯、トイレ、シャワー用にキャンパー1 人当たり 1 日 100 リットル以上の給水設備を設ける。

11) 汚水処理

適切かつ完全に行う。

12) 照明

夜間の安全確保のため適切な照明灯を設置する。トイレの夜間照明は完全であること。

13) ゴミ処理

地域の分別表に対応したフタ付きのゴミ容器を備え、かつ適切に処理する。

14) 場内の安全確保

キャンパーの安全確保のため隣接の施設や土地と区別するため生垣、フェンス等の囲いを設け、出入口にはゲートを設ける。

15) 場内案内標識

施設配置図や案内標識を設ける。

- 16) 植栽
場内の雰囲気をよくするため樹木や季節の草花などを植栽する。
- 17) 福祉対策
幼児・高齢者・障害者など社会的弱者が利用しやすいよう施設および設計上で配慮する。
- 18) 子供用遊具
安全な遊具を備えた子供用の遊び場を設ける。

【オートキャンプ場の管理運営基準】

- 1) 管理体制
専任の管理人が常住している。管理人のうち最低 1 人は JAC 公認管理人（JAC キャンプアカデミー受講者）であること。
- 2) 利用料金
料金設定が妥当で、かつ見やすいところに掲示されている。
- 3) 利用規則の明示
利用規則が利用者に徹底されるよう見やすいところに掲示してあるほか、直接利用者に書面で手渡しされている。
- 4) 予約
利用の予約ができる。
- 5) 入退場
チェックインは午後 2 時、チェックアウトは午前 12 時を標準とする。
- 6) 安全管理
キャンパーの安全を確保するため、施設の安全性のチェックが定期的に行われている。
 - 消火器を備えている。
 - 夜間の巡回が行われている。
 - 応急処置のための医薬品が常備されている。
 - 水辺のキャンプ場は救助用器具が用意されている。
 - 緊急時のマニュアルがあり、職員に徹底されている。
- 7) 清掃
場内が常に清潔に清掃されている。
- 8) ゴミ処理
地域で決められたゴミの分別と適切な収集・処理が行われている。
- 9) 指導とサービス
規則違反や秩序を乱すキャンパーに対する指導が行われている。また、周辺の観光情報提供などのサービスが行われている。
- 10) 宿泊者名簿
キャンプ場利用者の名簿を備えている。
- 11) 保険
適切なキャンプ場保険に加入している。
- 12) 福祉対策
高齢者・障害者等が気軽に利用できるよう努めている。

また、オートキャンプ協会では、オートキャンプ場を開発する際のマニュアルとして「オートキャンプ場建設・管理運営マニュアル」を作成しており、その中で、オートキャンプ場に必要な施設構成と必要度のランクを以下のように示している。

施設構成と必要度ランク

		(施設)	(必要度)
オートキャンプ場	キャンピング サイト	区画型サイト	
		広場型サイト	
		複合型	
		中間型	
	管理施設	管理棟	◎
		ゲート（遮断機）	◎
		フェンス	◎
		標識・看板	◎
		車道・歩道	◎
		照明	◎
		放送施設・電話	◎
		掲示板	◎
		ごみ収集場	◎
		駐車場	◎
		消火器	◎
	サニタリー施設	トイレ（障害者用）	◎
		炊事場・洗い場	◎
		シャワー	◎
		洗面所	◎
		洗濯場	○
ダンプステーション		○	
ポータブルトイレ		○	
污水处理施設			
サービス施設	売店	◎	
	スナック・レストラン	○	
	レンタル用品	○	
	キャンプサロン（談話室）	○	
	ゲーム室	△	
	TV 室	△	
スポーツ・ レク施設	子供の遊び場	◎	
	遊歩道	○	
	ファイヤーサークル	△	

(注)

◎…必置施設

○…あった方がよい

△…あってもなくてもよい

×…必要ない

(注)
◎…必置施設
○…あった方がよい
△…あってもなくてもよい
×…必要ない

区画型サイトの固有施設

	テントサイト	キャンピングカーエリア	
A C 電源	○	◎	
水道	○	◎	
汚水排水口	×	○	(注)
流し	△	○	◎…必置施設
ピクニックテーブル	×	×	○…あった方がよい
野外炉	×	×	△…あってもなくてもよい
トイレ	×	×	×
シャワー	×	×	×
T V ジャック	×	○	×

キャンピングカーに必要な排水施設

	米国などシンク用汚水タンクとトイレ用汚水タンクを装着したRV	カセットトイレあるいはポータブルトイレを搭載したRV
サイト内排水口	} どちらか一方あればよい	×
ダンプステーション		} どちらか一方あればよい
ケミカルトイレ	×	

注) 各サイト毎に排水口を設けるよりも 1 カ所で集中処理するダンプステーション方式の方が建設費も安く、におい・美観等からも好ましい。

②静岡県富士宮市「オートキャンプ場取り扱い方針」

行政サイドでは、静岡県富士宮市が全国の自治体の中で、唯一、オートキャンプ場の開発・整備に関するガイドラインとして「オートキャンプ場取り扱い方針」を作成している。

この方針は、平成6年に作成され、平成9年と10年に一部改正が加えられ現在にいたっているが、当初、これが作成された背景には、市内に20カ所近いオートキャンプ場を抱える同市が、キャンプ場から出るゴミや排水等による環境悪化から自然を保護することが目的にあったといわれており、そのために、

オートキャンプ場開発に関連する各種法令への適合遵守を促進し、行政サイドでその状況を一括して把握することに主眼が置かれている。従って、この方針自体が示す設置基準には抽象的な表現が多く、具体的な設置基準はほとんど定められていない。

また、この方針は既存のオートキャンプ場にも準用されるものであるが、実際には、届け出はオートキャンプ場事業者側の自主的な判断に任されており、この方針に従って、届け出を行った既存のキャンプ場は現在までに3カ所のみである。強制力を持たないことから、事業者側も、今後の事業展開における自由度を狭めることになる届け出には、消極的な態度をとっているといわれている。

オートキャンプ場取扱方針

1. オートキャンプ場の定義

この取扱方針に掲げるオートキャンプとは、下記のものをいう。

車等がテントサイトに乗り入れできる施設（テント設営等可能なものも含まれる）を設置し、管理施設、（事務室、売店等）または、サービス施設（炊事場、トイレ、温水シャワー等）を伴うもの。

2. 適用の除外

- 1) 国又は地方公共団体が行うもの。
- 2) 都市計画法第7条第1項の規定する市街化区域内。
- 3) 国又は地方公共団体が出資している公社、公団等が行うもの。

3. 設置基準

- 1) 開発率は原則として50%以下とし、緑地環境の保全に努めることとする。
- 2) 各種法令に適合すること。（都市計画法、自然公園法、森林法など）
- 3) オートキャンプ場の形態は、自然景観を生かした形とし、極力自然形態の変更はしないこと。また、キャンプ場を廃止する場合は、設置前の状況に戻すこと。
- 4) ごみ処理は適切に処理すること。
- 5) トイレについては、汚水の処理を万全にし、付近の水系を汚さないこと。
- 6) 雑排水の処理については、付近の水系を汚さないよう処理すること。
- 7) 雨水対策については、道路等の舗装は必要最小限にとどめるなど、区域内においての浸透を十分考慮するとともに、下流に支障のないようにすること。
- 8) 消火栓・防火水槽等を設置し、火災の予防に十分配慮すること。
- 9) 飲料水については、保健所等の指導を受けること。
- 10) 自然環境の保全のため、自然破壊の防止、植生の回復、良好な景観の形成等に関し、次に掲げる事項について配慮すること。

- 7) 施行区域内に良好な自然環境の存する土地がある場合には、当該土地について保全措置を講ずること。
- 4) 植栽は、次により行うこと。
- (ア) 施行区域内の表土を活用すること。
- (イ) 現存樹木を移植・活用すること。
- (ウ) 環境に適合した樹種を選定すること。
- (エ) 野鳥及び小動物のため、結実花木（遊鳥木）を植栽すること。
- ウ) 建築物その他構築物の位置、規模、構造及び色彩は、周囲の自然環境に調和したものであること。また、区域の境界については緩衝帯を設けること。
- 11) 建築物の高さは地盤面から 8 メートル以下とすること。
- 12) 水質源の確保を図るため、地下水のかん養機能の保持に配慮すること。
- 13) 事業計画の策定に当たり、施行区域内における文化財の所在の有無を市教育委員会に確認し、その取扱いについて協議すること。
- 14) 道路法第 2 条第 1 項に規定する道路（以下「認定道路」という）から進入する場合は、出入口を 2 箇所以内とすること。
- 15) 施行区域内の排水は、道路管理者と事前に協議が行われたものを除き、認定道路の側溝に排出しないこと。
- 16) 認定道路への取付けは、道路管理者と協議すること。
- 17) 道路等の法面は、地質等を考慮した安全な構造とし、周囲の景観と調和していること。
- 18) 施行区域内に国有地が介在している場合は、工事の竣工までに国有財産の売払い等の処理手続きを完了すること。
- 19) 公共物としての機能を消失していない道路（公図上の赤道）等を造成により改廃する場合は、付替道路等を設置すること。
- 20) 施行区域内に未買収地があり、当該区域内に介在する道路を廃止することにより、その未買収地が接道しなくなるときは、原則として当該道路は廃止しないものであること。

4. 届出

- 1) オートキャンプ場を行おうとするものは、オートキャンプ場設置届出書に必要事項を記入の上、また、必要な書類、図面等添付の上、工事に着手する三ヶ月前までに経済部商業観光課まで届出をするものとする。
- 2) 届出の部数は、10 部とする。

5. 完了届け

- 1) オートキャンプ場設置の工事が完了した際には、オートキャンプ場設置完了届出書に必要事項を記入の上、経済部商業観光課まで届出をするものとする。
- 2) 届出の部数は、10 部とする。

6. オートキャンプ場に対する取扱い方針適合証明書等の交付
 オートキャンプ場設置完了届出書が提出され、その内容が本方針及び各種関係法令に適合していると認められるときは「オートキャンプ場に対する取扱い方針適合証明書」及び「オートキャンプ場適マークを交付するものとする。

③ 建設省 総合オートキャンプ場整備ネットワーク構想」における施設基準

国が進めるオートキャンプ場整備事業のひとつである建設省の「総合オートキャンプ場整備ネットワーク構想」においては、当該事業において施設整備を行う際の基準を自主的に定めている。これは建設省の当該事業にのみ適用されるものであり、それ以外には、何ら強制力や影響力は持たないものであるが、我が国では、民間よりも高規格であるといわれる公的オートキャンプ場における標準的な設置基準を把握する上で参考になると思われる。

施設規模

広域拠点となるオートキャンプ場	敷地面積4ヘクタール以上	100 サイト以上
地方拠点となるオートキャンプ場	// 2ヘクタール以上	50 サイト以上

敷地面積はオートキャンプ協会の「設置基準」⑦全体規模に示された数式に、ここに示された最低限のサイト数と1サイトあたりの面積100㎡をという数値を与えて求めたものである。

施設構成

